

社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会
近畿自動車道紀勢線
「すさみ～太地」WG 運営規則

(主旨)

第1条 本規則は、「近畿地方小委員会運営規則」(平成24年6月11日近畿地方小委員会決定)に基づいて設置する近畿自動車道紀勢線(すさみ～太地)ワーキンググループ(以下「WG」という。)の組織、委員、会議、庶務その他事項に関して必要な事項を定める。

(WGの事務)

第2条 WGは、以下の事務を行う。

- 1 近畿地方小委員会(以下「小委員会」という。)より付託された、近畿自動車道紀勢線に関するルート・構造等の事項に関し、詳細な検討を行う。
- 2 小委員会に諮るべき内容がある場合は、小委員会の開催を要請することができる。

(WGの委員)

第3条 WGの委員は近畿地方小委員会から3名とする。

(審議過程の透明性の確保)

第4条 WGの審議内容については、小委員会に報告するものとする。

(WGの庶務)

第5条 WGの庶務は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所調査第二課において行う。

附 則

この規則は、平成24年6月11日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会
近畿自動車道紀勢線「すさみ～太地」WG

かわもと 川本	よしみ 義海	福井大学大学院工学研究科 准教授
なかせ 中瀬	いさお 勲	兵庫県立人と自然の博物館 副館長 兵庫県立大学 教授
ふじい 藤井	さとし 聡	京都大学大学院工学研究科 教授

※敬称略、五十音順